

委員会提出議案第 5 号

三田市議会議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市議会議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 1 2 月 1 7 日提出

議会運営委員会委員長 厚 地 弘 行

三田市条例第 号

三田市議会議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

三田市議会議員報酬等に関する条例（昭和31年三田町条例第18号）の一部を次のように改正する。

付則第3項を次のように改める。

（議員報酬の額の特例）

- 3 議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、第2条の規定にかかわらず、令和4年1月分から令和4年3月分までの間にあつては同条に規定する額に100分の97を乗じて得た額とし、令和4年4月分から令和5年3月分までの間にあつては同条に規定する額に100分の98を乗じて得た額とする。

付 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。